

| | |
|------------------|---|
| Title | 15・16世紀の工業発展上の経済・社会問題：西独・社会経済史学会報告I |
| Sub Title | Economic and social problems of the industrial development in the 15th and 16th century : report of the second general conference of Socio-Economic History Society in West Germany |
| Author | 寺尾, 誠 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1969 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.10/11 (1969. 11) ,p.1162(108)- 1187(133) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19691101-0108 |
| Abstract | |
| Notes | 宇尾野久教授追悼特集号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0108 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

15・16世紀の工業発展上の経済・社会問題

—西独・社会経済史学会報告 I—

寺 尾 誠

ま え が き

1966年3月7日から9日迄西独フランケン地方の歴史的司教都市 ヴュルツブルクで開かれた社会経済史学会の第2回研究会は、「15・16世紀及び19世紀における工業発展上の経済・社会問題」という共通論題を掲げ、8つの報告と討論を行った。周知のように、第1回の研究会は、「18世紀より19世紀への変り目前後のドイツ及びオーストリアの経済状態」という共通論題の下に1963年3月にマインツで開かれ、その成果が既に公表されている⁽¹⁾。第2回研究会の成果も同様に昨年⁽²⁾公刊された。

本稿では、第2回研究会で行われた諸報告のうち前半の分、既に15・16世紀の工業史の発達に関して紹介をしたい。なお筆者は当時ゲッティンゲン大学経済社会史研究所に留学中で幸いにもこの学会及び引続き開かれた農民・農業史学会にも参加することが出来た⁽³⁾。この二つの学会のうち前者はミュンヘン大学教授のフリードリヒ・リュトゲ、後者はシュトゥットガルト・ホーエンハイム専科大学の教授ギュンター・フランツの両氏が中心となって組織されたものである。このうちリュトゲ氏の方は、本号で追悼記念を行おうとしている宇尾野久教授が長年文通で交友関係にあった方で、この学会の席上で筆者と挨拶された際にも宇尾野教授の名前を出しておられたことを記憶している。なおそのリュトゲ教授の下へ宇尾野教授が留学され、不届の客となられ、リュトゲ氏自身も相前後してこの世を去られたことは感慨無量である。なおリュトゲ教授は、この研究会当時重病から回復された直後であったにも拘らず、会長としての挨拶や司会をされていたことを想起する。リュトゲ、フランツ両氏の他にこの研究会参加者の中には、ヴィルヘルム・アーベル(ゲッティンゲン)、

注(1) Die wirtschaftliche Situation in Deutschland und Österreich um die Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert, hrsg. von Friedrich Lütge, Forschungen zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 6, 1964.

(2) Wirtschaftliche und soziale Probleme der gewerblichen Entwicklung im 15.-16. und 19. Jahrhundert, hrsg. von F. Lütge, Forschungen zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 10, 1968.

(3) Die 2. Wissenschaftliche Tagung der Gesellschaft für Geschichte des Landvolks und der Landwirtschaft この学会では、H. H. Hofmann, G. Heitz, I. Bog, J. A. Faber, W. A. Boelecke, R. Schulz-Klinken の諸氏の報告があったが、特に東独ロストックから参加した G. Heitz 教授の報告に関心が集中した。

15・16世紀の工業発展上の経済・社会問題

ヘルマン・オーバン教授(フライブルク・イン・ブライスガウ)やヘクトール・アムマン教授(ザールブルック)等西ドイツの経済史学の長老方がみられた⁽⁴⁾。当時72歳のアムマン氏の如きは自ら冒頭の研究発表を行ったのであり、その学問的生産力の持続性には深い敬意を捧げたい。それについても宇尾野教授が西ドイツのこうした学問的伝統にふれ、年来の希望を満たしつつあったまさにその時期に現地で亡くなられたことは、返す返すも残念であり、その冥福を祈るや切である。

さてこの研究会の席上15・16世紀の工業史に関しては合計次の5つの報告がなされたが、最後のマッシュケ教授のものは19世紀との比較であるので、次稿に譲り、残りの4つの報告をここでは紹介したい。

1. ヘクトール・アムマン、「中世後期におけるニュルンベルクの工業力」⁽⁵⁾
2. エルンスト・ピッツ、「ハンザ・北ドイツの史料に拠る15・16世紀工業発展上の経済・社会問題」⁽⁶⁾
3. インゴマール・ボーク、「南ドイツ経済の成長問題」、1540—1618年⁽⁷⁾
4. J・A・ファン・ハウテ、「中世後期と近世のフランドル工業史における都市と農村」⁽⁸⁾
5. エーリヒ・マッシュケ、「中世後期と1870年以前の19世紀におけるドイツ・カルテル」⁽⁹⁾

1. H・アムマン「中世後期におけるニュルンベルクの工業力」⁽¹⁰⁾

最初にアムマンは、鉱山業を除けば中世の手工業経営が経営規模の点で近代の工場とは比べものにならぬことを認める。だがツンフト(同業組合)又は都市の経済政策によってまとまっていた相当数の手工業の小経営や極小経営は、都市やその周辺の市場領域のみならず、その地方全体、諸地方さらに西欧経済の全領域のための生産能力を持ったし、事実その生産は遠隔地市場に無条件に依存していたのである。こうして或る地方にかなりの労働力が集中した例としてガン、イーブル、ブ

注(4) 3教授とも、それぞれ、60歳、80歳、70歳の記念論文集が既に公刊されている。Landwirtschaft und ländliche Gesellschaft in Geschichte und Gegenwart, Festschrift Wilhelm Abel, hrsg. von H.-G. Schlotter, Schriftenreihe für ländliche Sozialfragen, Heft 44, 1964; Festschrift Hermann Aubin zum 80. Geburtstag, 2 Bde, 1960; Beiträge zur Wirtschafts- und Stadtgeschichte, Festschrift für Hektor Ammann, 1965. なおリュトゲ教授にも, „Wirtschaft, Geschichte und Wirtschaftsgeschichte“, Festschrift zum 65. Geburtstag von Fr. Lütge, 1966がある。

(5) H. Ammann, Nürnbergs industrielle Leistung im Spätmittelalter.

(6) Ernst Pitz, Wirtschaftliche und soziale Probleme der gewerblichen Entwicklung in 15./16. Jahrhundert nach hansisch-niederdeutschen Quellen.

(7) Ingomar Bog, Wachstumsprobleme der oberdeutschen Wirtschaft.

(8) J. A. van Houtte, Stadt und Land in der Geschichte des flandrischen Gewerbes im Spätmittelalter und in der Neuzeit.

(9) Erich Maschke, Deutsche Kartelle im späten Mittelalter und 19. Jahrhundert vor 1870.

(10) この報告の仕上が H. Ammann の最後の労作となった。なお同氏の Die Wirtschaftsstellung Nürnbergs im Spätmittelalter と題する研究が1968年に Nürnberg で公刊されたはずである。

ルージュを中心とするフランドルの繊維工業地帯が挙げられる。そこでは都市の全生活が一つの工業によって支配され、「真の繊維都市」が生まれた。同様に「金属工業の都市」とか「醸造屋の都市」も存在したわけである。

ところで、このような工業地帯や工業都市においては原料供給、販路の確保、競争という絶えざる革新への強制、労働力の求人、職人と親方の間や生活質素の手工業親方と生活豊かな商人・企業家の間の社会的対立のような面で、今日の工業と同じ経済問題を抱えていた。景気の急落と破滅的恐慌といった面でも今日と共通しており、従って我々は中世の工業 *mittelalterliche Industrie* について語りうるのである。

ところで中世のニュルンベルクは商人と金属手工業者の活躍で有名であった。その商人達は南ドイツの商人達の中でも最も広範な交易圏を築き上げたし、その金属手工業者達は各種の金物類や工芸品、武器等の製造で有名を馳せていた。

この内、後者つまり金属工業を中心とするニュルンベルクの手工業について観察したい。先ず自然の条件について。ニュルンベルクの周辺は大森林や平均的生産能力の農地にはあまり恵まれていないが、陸路は四方に伸びている。決定的に重要なのは、あまり遠くない地点に鉱山地帯があることである。市の東方のフランケンのユラとフィヒテル山脈では、鉄、錫その他の金属鉱石が採掘されたし、内ボヘミヤの銅及び銀鉱山に通ずる道もあった。これらにより、ニュルンベルク工業の基盤が与えられたのである。

この帝国都市の代表的な経済活動の起源について。

商業の方は、12世紀に始まり、13世紀に一步一步と伸張し、14世紀のバイエルン公爵の関税免除の時代に著しく発達した。アムマンの見解によると、既に1250年以前にニュルンベルク商業の本質的な形が整い、その後の2世紀で発展したという。

工業の起源の方が追跡し難い。豊富な史料は14世紀以降のものであるが、13世紀にも金属工業が或る程度の発達が認められる。14世紀以降の史料とは、市の土地台帳、市民登録簿、徴税簿、それに親方登録簿である。これらに拠ってニュルンベルクの手工業の起源を知ることが出来ないが、14世紀半のニュルンベルクには、非常に数多くの、良く組織され、広範に専門化した手工業が突然現われることとなる。しかしそこから逆にかなりその前、少なくとも13世紀初頭からの発展が想定される。

ところでこのニュルンベルクの都市当局の性格はどのようなものであったか？

ニュルンベルクは、手工業者のツンフトが都市権力を握っていた所謂ツンフト都市ではなかった。ここでは少数の富裕な商人が都市貴族として都市権力を長らく把握していた。彼らは富の一部を土地所有に投下したにも拘らず、依然として遠隔地商人として経済活動に従事していた。従って、手工業者のツンフトは政治的影響や経済政策の決定には直接関わっていなかったことになる。だが、ニ

ュルンベルクの商人的都市貴族は、商人の利益に偏した一面的経済政策を取らず、むしろ健全な手工業の発達を死活の問題として理解していたのである。しかもその都市当局は、中世的な手工業者組織の排他的な自己保存傾向に対してむしろ自由主義的な手工業政策をもって臨んだ。だからニュルンベルクには大規模の手工業者ツンフトと並び、特殊な手工業がルーズな形で結集している数多くの小ギルド *Kleine "Handwerke"* が存在していたし、この他、新たな集団形成も可能だったし、「自由な工芸業」や数多くの組織化されぬ職業部門もあったのである。従ってニュルンベルクの工業はツンフト制度の下に固定化してしまっただけのものではなく、限界もはっきりせず可能性も多い多様な姿をとっていた。

そして先にものべたような商人的都市貴族を始め、商人達が、手工業問題を商業にとって死活の問題とするという背景があったわけである。但し逆に都市当局が積極的な手工業政策をとったという面もある。例えば市当局は、当時の南ドイツの間で絶対の習慣であった手工業職人達の遍歴を禁止し、「閉鎖的なギルド」*die „geschlossene Handwerke“* を市内部につくり出した。職人はあくまで都市内部から補充され、他所者の徒弟の教育も禁じられた。ニュルンベルクで発達した高水準の技術の独占がその狙いであった。これは併し逆に新しい工業部門の熱心な育成ともなり、バルケント織布業がその一例であった。

さて14世紀半ばのニュルンベルク工業の実態は如何。

1363年に組織化された手工業は、50ボルド、その親方数は1200、1621年には100のギルド、その親方数は3,500人であった。1363年の親方登録簿によると、親方総数の $\frac{1}{3}$ 強(400人以上)は、パン屋、肉屋、仕立屋、靴屋、建築業の親方であった。金属手工業者が同じくらいの勢力で、ついで皮革工が約200人、繊維工業が60人それに漁師、綱作り人、車大工、桶屋が続く。1370年の第二番目の名簿には新しい部門が付け加えられていた。

さてこのうち何と云っても第一級の重要性は金属工業、ついで繊維工業に与えられるので、この二つの工業についてみる。

まず金属工業。先にものべたようにボヘミヤに到る市の東方の鉱石資源、特に鉄鉱石が、ニュルンベルク鉄工業の主要な基礎となり、この他の金属原料や半製品がニュルンベルクでさらに加工された。ニュルンベルクの商人や技師達は様々の地方の鉱山業に自ら参加したし、それ以上に半製品の製造に力を注いだ。後者は上プッアルツと上フランケンの河川で行われ、さらに市の周辺の鍛造場で完成品工業が営まれたという。

金属工業の製品としては、ブリキや針金から非常に多様な日用品、そして武器、武具、工芸品が挙げられる。14世紀に既に存在したもののうち、最大の親方数を擁していたのは、小刀工業で73人の親方を擁していた。後に鋳鍛冶や刀鍛冶が前面に出てくる。別の表現をとると、ニュルンベルク金物工業は、釘、針等の廉価の大量商品からもっと高級な奢侈品迄も製造していたのである。しか

しいつも重要であったのは、生活必需品であって奢侈品の方は変動が激しかった。

さてこのような「ニュルンベルク製品」の販路はどうであったか？ これについてはヨーロッパ中の関税定率、手工業条例や取引規定等、また聖俗の領主達や都市・ツンフト・個人の会計簿、さらに仕訳帳、商人訴訟等も参考になる。勿論ドイツ、特に南ドイツそしてハンザ地域が一番の販路であったが、東方ではハンガリーとポーランド、南方ではイタリア、南フランス、スペイン、西方ではオランダ、イギリスにまで及んだ。ドイツの金属商品が当時の地中海世界でいかに広範囲に取引されていたかについては、1500年頃のヴェネツィア人パツィの証言がある。ところでこうして取引された商品には針金、錫、真鍮、銅、小刀等があった。

こうしてみると、ニュルンベルクの金属工業は商業との協調関係のうちに栄えたということが出来よう。ところでこうした国際商品としての登場も、やはり14世紀の半ば以降のことであった。即ち1353年にはリュベックで、1355年にはフライブルク・イン・ブライスガウ、1362年にはボヘミアで、1363年にはシャッフハウゼン、1380年にはジェノアでニュルンベルクの金属商品の記載がある。

当時の生産量に関しては、一つの数字だけを示そう。1557年刀鍛冶の親方122人は毎週90,000から100,000の刀を製造していたという。

次にニュルンベルク第二の基幹産業である繊維工業について。この工業は金属工業より、やや遅くに始まり、16世紀の発達に頂点に到った。既に1363年の親方登録簿にも、粗毛布織工の親方28人、染色工親方34人とあり、アムマンは染色工の中には毛織物織工も含まれていたと推定している。さて粗毛布織工の方はその後15世紀にはさして重要でなくなり、染色工や本来の毛織物織工の方が絶えず成長し、16世紀に到るのである。しかも初期においては、フランドルやイギリスの羊毛を加工し、高価な毛織物を織ったのであるが、14世紀の後半以来、北西ヨーロッパの高価な毛織物の模倣から脱し、より廉価な量産商品である粗い(無地)粗毛布の製造へと移行した。

かくてニュルンベルク毛織物工業は、その親方数と生産量の増大により、文字通りニュルンベルク第二の基幹産業となったのであった。

そこでこの毛織物の販路をみると、14世紀の半ばにはライン沿岸やフランクフルトの大市に(無地)粗毛布、即ち粗い、大変丈夫で毛布状の布が出品されていた。さらに金属製品よりやや遅れてバイエルンからドナウ河口に到る(約1,200軒の距離にわたる)ドナウ川沿岸地方で販売されている。その際西方の史料には全然現われず、北方はザクセン、シュレーズィエンやズデーテンに迄、その販路は及んでいる。

これらの地方のうち特に下オーストリアの東南部、その隣のハンガリー西部、上(西)シュタイエルマルクでの販路が大きかったようである。

ところでこのような販路をもつニュルンベルクの毛織物工業は、ニュルンベルクのあるフランケ

ン地方の他の諸都市の繊維工業と1つの繊維工業地帯を形成していたことを付け加えておこう。まず挙げられるのは、ニュルンベルク市の郭外市たるヴォエルトとゴステンホーフであり、特に前者は自治制度を有する中都市に迄発展したのである。その市民は金属工業と共に繊維工業にも従事したが、特に繊維工業、即ちニュルンベルクの製品よりさらに安い品物の製造が盛んで、遠隔地に販路があったという。その他アイヒシュテット、シュヴァバッハ等も挙げられる。ニュルンベルク商人はこうした諸都市の発展を利用し、ニュルンベルク織物工業地帯の形成につとめたのである。

同様のことは金属工業にもいいうることである。ただ繊維工業の場合と異なり、ニュルンベルクの地位が圧倒的で、自立的な発展の余地が無かったことであろう。ところで上プファルツにおける製鉄業や半製品の製造業から供給された原料は、ニュルンベルク市の近郊乃至市内において完成品にされ、取引された。だから市を中心に矢張り工業都市の帯が出来、これがニュルンベルク金属工業を補完し強化したのであった。例のヴォエルトやゴステンホーフもそれらの都市に入るが、ここではニュルンベルク市の政治的支配により、両市の工業はニュルンベルク市のそれに完全に融合させられていた。シュヴァバッハやロートでは一定の自立性は存在していたとはいえ、それらもやはりニュルンベルク市との協力を余儀なくされたし、市場町のコルンブルクやヴェンデルシュタイン、そして小都市のラウフにもそういえるのである。唯一の例外はフルトで、ここにおいてのみニュルンベルクとの競争が可能であったし、17・18世紀にはニュルンベルクの化石化に対し自由な発展の可能性を秘めた都市として、実際かなり重要な経済中心地となったのである。

これらの小都市や市場町における金属工業は、ニュルンベルク同様、刀鍛冶、小刀鍛冶、製針工、伸線(針金製造)工が活躍していたし、ペーグニッツ川には水力を利用した鍛造場や研磨場、さらに伸線場がうまれた。

かくしてニュルンベルク市を中心とする金属工業地帯、さらに上プファルツの鉄工業地帯がニュルンベルクの下に一つの工業圏を形成していたことになる。

かくて金属工業と繊維工業を基軸に、ニュルンベルク地方の経済圏が形成される。既にのべた両工業以外にも、市民の土地所有や市及びその周辺への人口集中に伴う園芸地帯の成立などによって、この経済圏はさらに確実なものとなる。こうした経済圏こそ、ニュルンベルクの経済的重要性を高めたのである。このうち未だ確定しえぬのは「フランケンのユラ」とよばれる地域の役割である。

かくてニュルンベルクの持続的かつ、めざましい上昇の第一の基礎は、金属工業にあったといえよう。そこにおける広範な専門化、技術的改良、さらに資本の支えや商人層の遠隔地商業による支持、これを一言でいうと他の都市に比べ独特な工業と商業との実際の協働が注目に値するのである。

2. E・ピッツ「ハンザ・北ドイツの史料に拠る

15・16世紀工業発展上の経済・社会問題」

ピッツは、ハンザ同盟研究の大家F・レーリヒの見解の紹介で、報告を始めた。⁽¹¹⁾レーリヒによると、ハンザの初期、即ち12・13世紀は、極めて積極的で、経済的な冒険心に富んだ遍歴商人の時代、つまり商人ハンザの時代であったのに対し、商人達の定住や通信手段の発達に伴う信用取引の発達により、14・15世紀は地縁化した商人達のハンザ、つまり都市ハンザの時代であった。こうした都市保護主義への移行の時代は、領邦君主の自己本位の財政政策の圧力の増し加わった時代でもあり、15・16世紀のハンザ諸都市は自己の負担でこの危機を切り抜けざるをえなかった。⁽¹²⁾こうしたことから都市財政の中での軍事費の増大は、都市貴族である商人層の自己本位の姿勢と相まって、ハンザ諸都市内部に深刻な政治的騒動をまきおこした。⁽¹³⁾市税の値上に端を発した1403年に始まるリューベック市参事会と市民の抗争に典型的にみられるように、それは主に市参事の権限の制限という政治的目的を志向した市民運動であった。⁽¹⁴⁾この種の抗争は、1445—1446年と1487—89年のブラウンシュヴァイク市、⁽¹⁵⁾1483年のハムブルク市、⁽¹⁶⁾1513—1515年のゲッティンゲン市、⁽¹⁷⁾再び1598年リューベック市でおきている。⁽¹⁸⁾こうしたいわゆるツunft騒動の起った背景には、ハンザ諸都市の市制において同業組合(ギルド)が市参事会に対する支配権をライン下流地方や低地地方ほどに得ていなかった事実が考えられる。⁽¹⁹⁾それと同時に公式の貴族的な教会制度と、終末的な民衆の信徒

注(11) Fritz Rörig, Wirtschaftskräfte im Mittelalter. (Abhandlungen zur Stadt- und Hansegeschichte, hrsg. von Paul Kaegbein.) 1959.

(12) Ahasver von Brandt, Die Hanse u. die nordischen Mächte im Mittelalter, 1962; Konrad Häbler, Der hansisch-spanische Konflikt von 1419 und die älteren Bestände („Hansische Geschichtsblätter“=HGBl., 1894, SS. 49—93.); Casimir Lepszy, La Pologne et la souveraineté sur la Baltique au milieu du XVI^e siècle („Revue d'hist. éc. et soc.“ 40, 1962, pp. 32—47.); Horst Tschentscher, Die Entstehung der hamb. Elbhoheit („Zs. d. Ver. f. Hamb. Gesch.“ 43, 1956, SS. 1—48.)

(13) Otto Brunner, Souveränitätsproblem und Sozialstruktur in den dt. Reichsstädten d. frühen Neuzeit, („Vierteljahrsschrift f. Sozial- u. Wirtschaftsgesch.“ =VSWG., 50, 1963, SS. 329—360.)

(14) Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrh., Bd. 26: Lübeck, Bd. 2, 1899, SS. 381—434.

(15) Hans Leo Reimann, Unruhe und Aufruhr im mittelalterl. Braunschweig. (Braunschweig. Werkstücke. Veröff. aus Archiv, Bibliothek u. Museum d. Stadt, 28, 1962.)

(16) Helga Raape, Der Hamburger Aufstand im Jahre 1483 („Zs. d. Ver. f. Hamburg. Gesch.“, 45, 1959, SS. 1—64.)

(17) A. Hasselblatt und G. Kaestner, Urkunden d. Stadt Göttingen aus d. XVI Jahrh., 1881, S. 60, Nr. 87 u. Anm. 4.

(18) Jürgen Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck 1598—1669. (Veröff. z. Gesch. d. Hansestadt Lübeck, 17, 1961.)

(19) Akten z. Gesch. d. Verfassung und Verwaltung d. Stadt Köln i. 14. u. 15. Jahrh., bearb. v. Walther Stein, 2 Bde. (Publ. d. Ges. f. rhein. Geschichtskunde, 10, 1893—1895) Bd. 1, S. 187 ff.

敬虔主義という宗教上の対立も、この種の市民騒動に大きな影響を与えた。⁽²⁰⁾そしてこの対立は16世紀のルターの宗教改革にまで至るのであり、宗教改革も社会経済問題以上にこうした市民制度上の問題と堅く結びついているといえる。⁽²¹⁾そこでは市参事会によって支持されるルター主義と、中・下層市民の支持する再洗礼主義の対立があらわれたのである。⁽²²⁾

さてこうした騒動のうちに経済的な要因が見出されえようか? 年代記の伝承によれば、騒動の指導者が下層民であるからといって、立ち上った者は賤民、貧民、細民だったという。だが先の騒動は手工業者市民の立ち上りによるものであったし、史料的にも経済的困窮はそれほど明らかではない。例えばシュトラールズントに1534年、5,000から28,000マルクの大資産をもつ市民37人に対し、1,000—5,000マルクの資産の市民237人、75—1,000マルクの市民907人、無資産のもの996人という数字があがっている。⁽²³⁾

このような数字から判ることは、資産の分布が非常に不均等・不公正なことだけであって、996人の無資産者の実質的な生活水準が貧困であったかどうかについては何も判らない。その上法的な資産(例えば醸造場)を所有しても、収益力が失われているといった逆の相殺例も存在するのである。⁽²⁴⁾従って、労働者、車力、石運び人、木挽工、その他の日傭人夫、つまり下層民の数や経済状態については、あまりにも判らぬことが多い。相続台帳や徴税簿から彼等の住宅事情を調べてみることは、そうした余白を埋める試みの一つであろうが、1518年のハムブルクの市参事会規定によれば、地下室やぼろ屋に住む日傭人夫達は、年々2日分の給料を税金として納め、1550年には火器の所持を義務づけられていたという。⁽²⁵⁾この事実から困窮を結論することは出来ない。ハムブルクの下層民の相続財産を調査したラインケは、結論として、14世紀には日傭いですら70リューベック・マルクを貯え得たほどの一般的上昇傾向が存在したとしている。⁽²⁶⁾そこでは無資産の者の数も少なかったし、15世紀の前半までこの傾向が続く。ところが15世紀の後半より、少数の大資産の形成、手工業者の中間層の衰退、無資産者の増大といった現象が生じてくる。しかし16世紀になると、再び中間層が強化されたという。

このように手工業者の中間層を中心とする比較的均衡のとれたハンザ諸都市の社会構造は、これらの諸都市の手工業の構造とどう対応しているであろうか?

注(20) Herbert Grundmann, Religiöse Bewegungen im Mittelalter. (Neudruck) 1961, S. 157 ff.

(21) Willy Andreas, Deutschland vor der Reformation, 5. Aufl. 1948, S. 151 ff.

(22) Johannes Schildhauer, Der Stralsunder Kirchensturm des Jahres 1525. (Wiss. Zs. d. Ernst-Moritz-Arndt- Univ. Greifswald, 8, 1958/59, Ges.-Sprachwiss. Reihe 1/2, 113—119.)

(23) J. Schildhauer, Soziale, polit. u. religiöse Auseinandersetzungen in den Hansestädten Stralsund, Rostock u. Wismar im ersten Drittel d. 16. Jh. (Abh. z. Handels- und Sozialgesch., II, 1959.) S. 42 ff.

(24) Hamb. Burspraken, Nr. 107, (12, 28)

(25) Ibid., Nr. 111. (29) Nr. 134 (20).

(26) Heinrich Reineke, Hemburgische Vermögen 1350—1530. Ein Versuch. In: Ders., Forschungen Skizzen z. Gesch. Hamburg. (Veröff. aus d. Staatsarchiv d. Hansestadt Hamburg, III, 1951.) SS. 201—220.

ハンザ諸都市の手工業は、食糧、衣料、建築、金属等の都市及び周辺の局地市場向けの日常必需品の製造と遠隔地貿易のために必要な財及びサービスの提供を目的としたものであった。⁽²⁷⁾ ですから遠隔地市場向けに特定の手工業が目立った発展を示すということもなかった。例えば、船荷についてのハンザの記録や損害についての商人の記載をみても、工業製品の名が挙げられることは稀であり、純化され、樽に流し込まれた獣脂や桶に入れられた鯨のような加工された粗製品が多かった⁽²⁸⁾。そしてこれらの都市における手工業の発展は、海上交通と遠隔地商業と密着していた。即ち、液体のみならず水に弱い財貨の梱包手段としての桶や樽を製造する桶屋とか、16世紀には家屋建築と分離して成立した船舶建造の船大工、その他ビール醸造業、パン屋、肉屋等、船上の貯蔵食料のための手工業が、海上交通や遠隔地商業とその盛衰を共にしたのであった。⁽²⁹⁾

この中であって唯一の例外は、内陸のブラウンシュヴァイク市の手工業である。⁽³⁰⁾ この市の毛織物は14・15世紀にフランドルやノヴゴロドに輸出されていた。ただここでも小規模手工業という基本性格は変わらなかったのである。

さて15世紀頃に都市経済が商業及び工業活動を専ら市民の生業として留保しようとしたその時代に、領邦国家の形成により保護されつつ各地で農村工業が発達し始める。⁽³¹⁾ 15世紀にハムブルクでは、所定の尺度と食い違い、都市の桶製造の手工業の利害を侵す都市外部の桶をハムブルクへ持ち込むことが、繰返し禁止された。またデンマークとの戦争のために1510年1月22日リュベックで開かれたヴェンド地域の都市会議では、ハンザ都市に敵対する軍役に勤める手工業の職人は、後にハンザ諸都市に定住しようとしても許可しないという決議をした。⁽³²⁾ その際、このような禁令は、それらの職人達が村々や小さな町々、とくにデンマークに定住することを結果するだけだという非難の声がこれに対してあがったのである。また遠隔地商人層もなく、地域的な販路に依存していたメークレンブルクの地方都市やニードー・ザクセンの市場町についても、かなりの工業生産が目立っている。フリートラントでは1514年70人の毛織物織工と40人の靴屋、バルヒムではそれぞれ

注(27) Karl-Friedrich Olechnowitz, Der Schiffbau d. hansischen Spätzeit. (Abh. z. Handels- und Sozialgesch. III, (1960.) S. 67 ff.

(28) Wilhelm Stieda, Hansische Vereinbarungen über städtisches Gewerbe im 14. und 15. Jahrh. (= "HGBl." 5, 1888, SS. 101-155)

(29) K.-F. Olechnowitz, a. a. O., S. 67 ff.

(30) Bernhard Vollmer, Die Wollweberei und der Gewandschnitt in der Stadt Braunschweig bis z. J. 1671. (Qu. u. Forsch. z. braunschw. Gesch., V. 1913.) S. 98 ff.

(31) H. Kellenbenz, Die unternehmerische Betätigung der verschiedenen Stände während des Übergangs zur Neuzeit („VSWG," 44, 1957, SS. 1-25); Ders., Bäuerl. Unternehmertätigkeit im Bereich d. Nord- u. Ostsee vom Hochmittelalter bis z. Beginn d. Neuzeit („VSWG," 49, 1962, S. 1 ff.)

(32) Hamb. Burspraken, Nr. 37 (2), Nr. 40 (3), Nr. 84 (35), Nr. 137 (52); Nr. 140 (70), Nr. 143 (9, 16)

(33) HR III, 5, Nr. 527 (120, 121), S. 634.

50人と36人、ロエーベルでは両方とも24人もいた⁽³⁴⁾。またハノーファー近郊の市場町ブルクドルフでは、1570年に領邦君主により設立された共同の仲間組合 (Amt) があって、羅紗織工、毛織物織工、鍛冶屋、靴屋、仕立屋、パン屋がこれに参加していた。⁽³⁵⁾ このような事例からハンザ諸都市の手工業は、農村又は農地方都市の手工業者の側からの激しい競争の圧力にさらされていたといえるのである。この競争は14世紀以来中世後期の経済危機の最も重要な結果の一つとなった。

さて15世紀の後半に中間層の資産形成が後退したというラインケの指摘と合致して、手工業の注文及び雇用状況は決して良くなかった。ハムブルクでは、靴直しが1443年、亜麻布織工が1458年、漁師と床屋が1468年、金細工師が1469年にそれぞれ市参事会に親方数の制限を懇請している。⁽³⁶⁾ 特に危機に陥ったのは、桶屋で、1437年ハムブルクでは桶屋親方の数が200人に制限され、1458年には150人、1506年には120人とその制限は厳しくなって行った。

ところが、16世紀になると、注文数や手工業者の雇用が増大した。特に建築業では15世紀の後半から需要が相当となり、一般に労働市場に隘路が生じ、最高賃金の規定が出されている。⁽³⁷⁾ 例えばハムブルクで1480年に商人達はあまりに高い労賃を支払うべきではないという理由から、荷役人夫に最高賃金を制定した。⁽³⁸⁾ そして1510年のヴェンド諸都市の会議における職人移住に関する先の発言からも、16世紀に職人が不足していたことが容易に認識されよう。

このような事情の下では、企業家達が高賃金を進んで支払うということも生じたわけである。例えば、1537年ハムブルク市参事会が、船員達の高い給料のため、舟航が危機に瀕していると確認したが、その際水夫にそのような要求を禁止したのみならず、雇主にもこの傾向を抑制し、元通りにせよと要求した。⁽³⁹⁾ また、船主の造船が盛んになりすぎたために建造用の木材が値上りし、1543年市参事会は造船を許可制とした。⁽⁴⁰⁾ ロストックの造船業においては、家屋のための大工の二倍の高賃金であった⁽⁴¹⁾。こうした例証から16世紀に海上交通と工業は危機を脱し、完全雇用の状態となっていたし、その好況の利益は船主や雇主のみならず、労働者にもわたったといえよう。但しこの点では未開拓の物価史の研究を推進する必要がある⁽⁴²⁾。

注(34) P. Groth, Die Entstehung d. mecklenburgischen Polizeiordnung v. J. 1516 (Jahrb. d. Ver. f. mecklenb. Gesch. u. Altertumsk., 57, 1892, SS. 151-321.) S. 179 ff.; Eduard Bodemann, Die älteren Zunfturkunden der Stadt Lüneburg. (Quellen u. Darst. z. Gesch. Niedersachsens, 1, 1883.) S. 113, 184, 232.

(35) Anton Scholand, Beiträge z. Gesch. d. Stadt u. d. vormal. Amtes Burgdorf, 1933/34, S. 92.

(36) Mary Elisabeth Schlichting, Religiöse und gesellschaftliche Anschauungen i. d. Hausestädten d. späten Mittelalters. Diss. Berlin 1935, S. 103 f.

(37) Hamb. Burspraken, Nr. 14(4), Nr. 42 (20 f.), Nr. 139 (129), Nr. 140 (129).

(38) Ebd., Nr. 61 (6), Nr. 68 (1), Nr. 69 (40), Nr. 72 (3).

(39) Ebd., Nr. 125 (8), Nr. 130 (6).

(40) Ebd., Nr. 130 (16), Nr. 132 (33); Pierre Jeannin, Les relations économiques des villes de la Baltique avec Anvers au XVI^e siècle („VSWG" 43, 1956, 193-217 u. 323-355.)

(41) K.-F. Olechnowitz, a. a. O., S. 129 f.

(42) Wilh. Koppe, Zur Preisrevolution des 16. Jh. in Holstein („Zs. d. Ges. f. Schleswig-Holstein. Gesch.," 79, 1955, SS. 185-216.) これは農産物価格のみを扱う。

さて最後にハンザ諸都市の手工業の組織形態を問題としよう。今迄のべたような販路の局地性や農村工業による競争からして、この地方の諸都市においては、資本集約的で分業の進んだ手工業者の階層分化をもたらすような手工業組織、即ち前貸問屋制は殆ど発達しなかった。たとい16世紀に経営の拡張が行われた場合でも、仲間の親方による、比較的原初的な原料前貸しか普及しなかったのである。経営、拡張を妨げたのは、小営業の均等な発展という伝統への固執であった。その具体的な例は、各都市の桶屋、造船業そしてブラウンシュヴァイクの繊維工業においてみられる⁽⁴³⁾。これらの工業においては多少とも経営拡大と問屋制前貸への移行の傾向が存在したにも拘らず、それ以上の経営組織には発展せず、共同体的・小営業的要素が根強く残存したのである。

結論的にいえるのは、こうした消極的な発展にとって工業が海上・遠隔商業に依存していたことが極め手であったということである。ハンザ地域においては、前貸問屋制につきこむべき資本が欠けていた。例えば手工業者が富を蓄積すれば、それはハンザ商人の例に倣い船舶部門か東西の仲介商業へと流れたのである。

このような特徴を考察する際の一つの参考は、南ドイツの二都市の商人の対照的な姿である。即ちアウクスブルクとニュルンベルク。前者が、政治的金融業により投機と巨万の富を目指したのに対し、後者はあくまで生産と結びつき、中部ドイツの東部の麻織物業において前貸制度を創造した⁽⁴⁴⁾。或は工業企業家が南ドイツと同様政治権力を持ち、労働者に対する社会生産物の分配を公正なものとなしえた13・14世紀のフランドルの諸都市や、都市の政治権力により労働者が周辺の農村地帯へと脱出することを禁じた14・15世紀のイタリアの織物工の都市も比較の対象となろう。こうした諸都市との比較において我々の印象に残るハンザ諸都市の特徴は、相対的に均一化した平和的社会秩序であり、労働の生産性の相対的低水準であり、それ故にこれらの都市では16世紀においてもなお伝統的政策が採用されていたのである。

3. I・ボーク「南ドイツ経済の成長問題、1540—1618」

まずボークは経済変動として、① シュピートホフの波動を伴う特別な景気循環、② 長期的傾向、③ ②の傾向の周りを遊動する季節的変動、④ 外生的な攪乱、⑤ コンドラティエフの循環の5つを挙げ、この内与えられたテーマの下では②と④についてのみ観察しようとする。そして報告は次の順序によって行われた。

I 研究の対象と方法

注(43) W. Stieda, a. a. O., S. 112f.; k.-F. Olechnowitz, S. 67 ff., 74, 96 ff.; B. Vollmer, a. a. O., S. 11, 111 f., 120; E. Bodemann, a. a. O., S. 251 f.

(44) Georg Jahn, Der Verlag als Unternehmensform und Betriebssystem im ostmitteldeutschen Leinengewerbe des 16. und 17. Jahrh. („VSWG," 34, 1941, SS. 158—180.)

II 南ドイツの資料に拠る長期的傾向の検出 (但し他地方にも言及する)。

III 外生的攪乱に対する反応をニュルンベルク市の工業経済に関して観察し、彼自身の主張の根拠とする。

I 研究の対象と方法

ところで社会生産物を把握する最も簡単な方法は、生産過程で用役により獲得せられる個人的所得の総計を得ることであり、研究の現状で解決困難なのは、人口の20%を占めながら、国民所得の50%或はそれ以上を手に入れた工業経営者、銀行家、大商人の所得、つまり利潤の計算である⁽⁴⁵⁾。そこで、この報告では南ドイツの諸都市における残余所得と契約所得に限定し、付随的に農家所得につきのべる。

当時存在しなかった近代的な意味の国家は勿論、当時存在した身分秩序上の政策も無視する。また経済圏を一応閉鎖的なものとして観察するが、ニュルンベルクのように外国の需要の存在する場合は注釈を加える。さらに価格革命の影響も長期的には意味をなさぬものとして扱う。

さてこうした条件をふまえて、1550年頃の基準時の状態をまとめると、

- 殆ど増加することのない土地に対し人口が活潑に増大しつつあるという事態。⁽⁴⁶⁾
- 史料の示す所では生産手段の技術水準は本質的に変化せず、そのため大衆の所得との健全な比率で需要が増大したとき基本財の価格が維持されえなかった。
- 農産物と工業製品の間の特異価格差の存在。即ち農産物の相対的な高値。⁽⁴⁷⁾

こうした状態から出発して、実質の所得、消費、雇用は一体変化したのか、またこの変化は人口の増大と関係しているのかどうかにつき探究する。人口の増大に対して経済の大きさが下廻っている場合には収縮経済、経済が人口増大を伴う場合拡張経済、経済が人口を上廻った場合は成長経済とよぶ。

かくて工業社会以前の技術及び労働規準は一定で (そして土地も人口増大に対して不足してくる) という前提に立った国民経済において、果して平均的な生活水準を主張しうる程の労働力の生産性の上昇がありうるのかどうかという問題が生ずる。なるほど資本集約性は高めえなかったとしても、1人当りの生産量を増大しうるように生産組織を変更することは出来たのではなからうか。しかし、これ (即ち内生的要因) だけで経済の収縮を免れた国がないことも明記しておく。

II 長期傾向の検出

長年ドイツの研究史の難題であった17世紀の30年戦争の影響を明らかにするためには、遡って

(45) Erich Carell, Allgemeine Volkswirtschaftslehre (11, 1964.) S. 108 ff.

(46) W. Abel, Geschichte der deutschen Landwirtschaft. (Deutsche Agrargesch. II.) 1962, S. 138 ff. Ders., Agrarkrisen und Agrarkonjunktur, Eine Geschichte der Land- und Ernährungswirtschaft Mitteleuropas seit dem hohen Mittelalter, 2. Aufl., 1966, S. 99 ff.

(47) Ders., Agrarkrisen und Agrarkonjunktur, S. 113, 118.

16世紀のドイツ経済、その社会階層の状態を把握しなくてはならない。

そこでまず人口から観察して行く。人口はペストの時期が終って15世紀の末には増大し、さらに16世紀から17世紀の初めにかけて増大した。オランダを除くドイツ帝国の領域に1500年頃には1,200万人、それが1600年頃には2,000万人となっていた⁽⁴⁸⁾。この人口の増加に対し、新しい開墾地は与えられず、農業技術や食事の方式は伝統的な状態にあり、一種の「消費の断念」も必要となった。また農産物価格が工業製品の価格に対し相対的に高値となったのもこのためであった⁽⁴⁹⁾。これと関連して東ドイツから穀物を輸入していたオランダでも人口が増大したことは注目すべきである。

さて都市の状態はどうであったか？ ここでも人口が増大したことはいうまでもない。ニュルンベルクでは1449年から16世紀の半ば迄の間に人口は20,000人から44,000人へと増大している⁽⁵⁰⁾。1510年から1,600年の間に穀物価格と工業製品の価格の上昇率は著しい格差をます(386%に対し100%)⁽⁵¹⁾。従って親方の実質所得は上昇しなかっただろうし、職人においては高賃金によりその実質所得が同じか若干上昇したかもしれないが、同時に前貸問屋制の出来高賃労働者に対し、この職人層は後退していた可能性の方が大きい。

この相対的過剰人口に対する経済の反応は典型的で、廉価な商品に対する需要は増大する。この好事例はニュルンベルクの皮革工業及びヴィンツハイムの繊維工業である。これに対しウルムの漂白所の生産量はそれほどはつきりしない⁽⁵²⁾。後者においては廉価製品(ゴルシェン織物)価格がほぼ同じ幅で変動しており、中級の亜麻布やバルケント織物を含めた生産総量は緩やかに上昇している。しかもその中の上質のバルケント織物だけをみても同様の上昇傾向を示している。そして1600年以降17世紀の30年代の初めにかけてバルケント織もゴルシェン織も凡そ $\frac{1}{3}$ の値に下落しているが、3年平均のカーブでみると、バルケントの売行の停滞期には安いゴルシェン織が或る程度代替して伸びていることが判る。

こうした廉価な製品に対する大量需要は新しい経営方式、即ち問屋制前貸によって初めて充足されたのである。この方式は14世紀又は15世紀に鉱山業や輸出用のバルケント織や南ドイツ亜麻布の製造において普及していたのであるが、今やシュレーズィエンやヴェストファーレンの亜麻布やニュルンベルクの金属工業にも適用されるようになった。問屋制前貸業者は社会的秩序の脇役であった農村手工業者を当時の経済の中心人物に仕立てたのである。そして都会においても出来高賃労働

(48) Rudolf Kötzschke, Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum 17. Jahrhundert, 1924, S. 131.

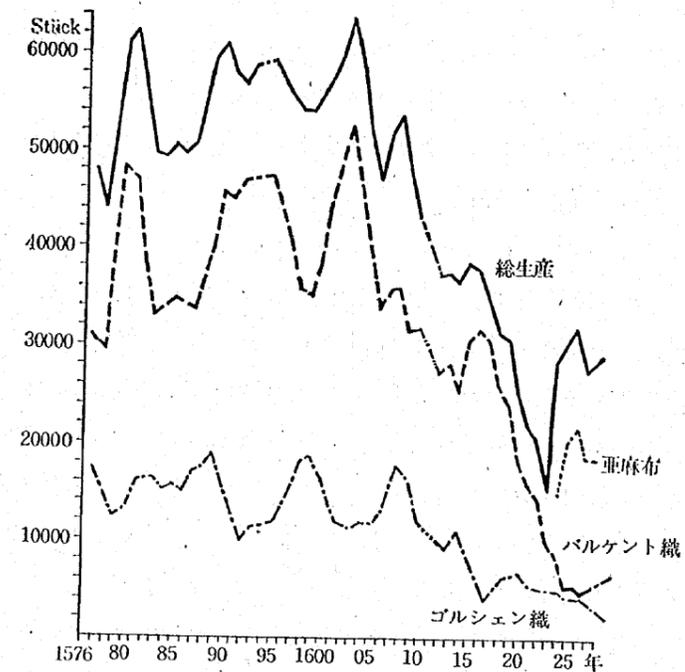
(49) W. Abel, a. a. O., S. 113 ff.

(50) Walter Jungkuntz, Die Sterblichkeit in Nürnberg 1714—1850 usw., in: „Mitt. d. Ver. f. Gesch. d. Stadt Nürnberg“ 42, 1951, s. 326.

(51) W. Abel, a. a. O., S. 113, 116.

(52) 図1の数字は Stadtarchiv Ulm の文書 „Hierin ist verzeichnet, was die Golschen- und Barchentbleich... in Ulm an Golschen und Barchent geschauet und abgebleicht haben.“ から取られた。

図1 ウルム漂白所製造量



働者が創出されたが、これらの労働者が経済的に富み栄えたかどうかについては問題がのこる。

16世紀の後半にかなりの技術的な成果を利用することが出来た。勿論これには人口増大という原動力と均合のとれるほどの力は長期的にみてなかった。例えばニュルンベルクのねじ製造工のダンナーの印刷用の真鍮のねじの発明が、経営コストを明瞭に削減できるほどの労働節約を可能にしたかどうかは疑問である⁽⁵³⁾。伝統的な手工業制度をもつ都市とこれに経済的に従属する周辺地域では、そうした技術革新は禁止されていたし、発明者は迫害されたのである⁽⁵⁴⁾。勿論先の印刷用のねじのように実際の資本投下に到ったもののあることは、「そこで今や印刷職人は半分の手ではめこみの過程をやっけてのける」という言葉から容易に察せられる⁽⁵⁵⁾。だが国民経済的にこうした投資が有効であったとは思えない。例えばルーツェルンで発明された鍛冶用の道具は36グルデンもかかったが、これは親方の通常の年間純所得の $\frac{1}{6}$ から $\frac{1}{7}$ にあたり、年間所得からは到底賄い切れなかったのである⁽⁵⁶⁾。これは鉄や鉄製品の価格の長期的な傾向からも判ること、当時の技術進歩は人口増大の段階

注(53) Des Johann Neudörfer, Schreib- und Rechenmeisters zu Nürnberg, Nachrichten von Künstlern und Werkleuten daselbst aus dem Jahre 1547 nebst der Fortsetzung des Andreas Gulden, hrsg. von G. W. L. Lochner. (Quellenschriften für Kunsttechnik des Mittelalters und der Renaissance X, 1875.) S. 53.

(54) Ernst Mummenhoff, Der Handwerker in der deutschen Vergangenheit (Monogr. z. dt. Kulturgesch., hg. v. Georg Steinhausen, XIII, 1901.) S. 110 f.

(55) Des Johann Neudörfer, Nachrichten, S. 53.

(56) Staatsarchiv Luzern, Staatswirtschaft, Gewerbe und Zünfte, Schachtel 873.

には追いつかなかつたといえよう。(このことは建築業についてもいえることで、南ドイツにも沢山建造された城砦、宮殿、市役所、農家は、企業家にとり割の合う仕事ではなかつた。)⁽⁵⁷⁾

ところで問屋制前貸という経営様式は経済的に弱い、従属的な賃金取得者をどこにおいても一般に増大させたのではない。むしろ都市の工業特権の少ないヴェストファーレンにおけるように、小農民的な在郷の階層が農村で金属工業並びに繊維工業に従事している処や、中部ドイツの東部のよ⁽⁵⁸⁾うにツンプトが問屋制前貸に対抗して共同で生産者の利益を擁護できた処では、経済的な繁榮が約⁽⁵⁹⁾束されたのである。

だがそこから、例えば南ドイツの亜麻布地域で勤労者の豊かさを信じようか？ 亜麻はさらに亜麻を呼び、そのため食パン用の穀物は遠方から上シュヴァーベンへと送られざるをえなかつたといふようなことを耳にすると、農業及び工業生産における労働者の生活水準を高いとすることには疑問がある。食料は輸送によって高くなったことは確実だからである。⁽⁶⁰⁾それはまた工業製品の相対的な低価格の理由を説明することにもなる。農家所得⁽⁶¹⁾についても生産性の向上と家族数の増大のバランスを知らないと何ともいえないのである。尤もバルト海灣曲部の規則的な穀草農法や多圃農業等は当時経済的に発展途上にあつたといえよう。

だが南ドイツの農業にはそれほどの進歩が無かつたといつてよい。30年戦争開始の時期に中部フランケン⁽⁶²⁾の農業はなお伝統的な単純三圃農法に固執していたし、この状態は18世紀の後半にも見出されたといふ。勿論アルプス地方やシュヴァーベン・バイエルン・フランケンの低山地において農民の居間が豊かに飾り付けられ、木造家屋はいろいろと多様な姿をとつたことは周知の事実であるが、⁽⁶³⁾そこから労賃と建築費が安いのに、経済的な繁榮をその理由となしえるだろうか？ それはむしろちょうど都市で発達⁽⁶⁴⁾の頂点に達していた手工業技能の故ではないのか？

これらの問いに決定的に答えるには、これまで研究史上未開拓であつた下層市民や下層農民に眼を向ける必要がある。特に16世紀の後半にフランス、イギリス、デンマークそしてドイツにおいて、乞食、浮浪人、失業者についての苦情が聞えてくる。ドイツについての数字もこれを実証してくれる。日傭、袋かつぎ人夫、馬丁、渡し守、市の下級役人、吟遊詩人、鼓手、らっぱ手、教師、

注(57) Fr. Lütge, Die wirtschaftliche Lage Deutschlands von Ausbruch des dreißigjährigen Krieges („Jbb. f. Nat. u. Stat.“, 170, 1958.)

(58) Bruno Kuske, Wirtschaftsgeschichte Westfalens in Leistung und Verflechtung mit den Nachbarländern, 1948, S. 15 ff.

(59) Gustav Aubin u. Arno Kunze, Leinenerzeugung und Leinenabsatz im östlichen Mitteldeutschland zur Zeit der Zunftkäufe, 1940, S. 269.

(60) Eugen Nübling, Ulms Handel im Mittelalter, 1900, S. 565, 570 ff.

(61) W. Abel, a. a. O., S. 104 f.

(62) I. Bog, Die bäuerliche Wirtschaft im Zeitalter der Dreißigjährigen Krieges. (Schriften des Inst. f. fränk. Landesforschg. an der Univ. Erlangen. Hist. Reihe, Bd. 4, 1952.) S. 14 ff.

(63) W. Abel, a. a. O., S. 127.

(64) Ibid., S. 130.

下僕などの広範な層の人々は、自分の家をもたず、「借屋人」として生活していた。彼等は勿論19世紀の「プロレタリアート」とは関係ない。

だが、こうした貧民、特に乞食や被救恤民の数が継続的に増大したということが実証されれば、16世紀の半ばから30年戦争までの間に就業率(人口総数中の有業者の百分比)は下つたことが明らかとなる。

そこで宗教改革以後比較的平穩であつたスイスの都市について観察してみよう。

まずルツェルンについて。この都市は15・16世紀にベルンとほぼ同じ人口数(5,500人)と推定しよう。⁽⁶⁵⁾1437年この都市における他所者の職人や使用人の得た職の数は260であつた。⁽⁶⁶⁾この他所当局が31人を雇つたといふから大体290の口があつたとみてよい。⁽⁶⁷⁾その大部分は独身用のものであつたが、これに対し、1579年には96人の成人の家無しと139人の児童(計235人の被救恤民)がいた。⁽⁶⁸⁾しかも1592年にはその数が302人となり(内168人が成人)、この間に28.5%の増加となる。⁽⁶⁹⁾この公的な貧民は、現実の貧民の一部でしかないだろうが、ここで貧民の内訳をしておこう。⁽⁷⁰⁾

1. 家無し
2. 旅行中の者
3. 手工業職人
4. 他所者の乞食
5. 卑しむべき無頼の徒
6. 娼婦

ところでこうした貧民とくに家無しの増加は、ルツェルン地方の農村において労働市場に労働者があふれ、これにより賃金が切り下げられたことを意味する。例えば近郊のフェヒコン村では、1590年たった5人の役畜使用の農民と60人の貧困者がいたといふ。⁽⁷¹⁾このような例は他にもあり、ここから農村の、つまりその地方の家無しに出くわすこととなる。

さらにポークは、旅行者、乞食、浮浪人がドイツ側、特にシュヴァーベンから日増しにふえたといふ事例を挙げる。⁽⁷²⁾だが地元民の経済の長期的収縮についての基準としては、土地に居住する人々の数や窮乏ぶりの方がまだとする。そこでツューリヒの市部及び農村部における16世紀公認の

注(65) Staatsarchiv Bern, B XIII, Nr. 596. ポークは市の中心部分等からみて、ルツェルンはベルンとほぼ同じ大きさとする。

(66) Staatsarchiv Luzern, Kodex 1220, Fol. 40 ff.: Beschreibung der Handwerks- und Dienstgesellen zu Luzern 1437.

(67) Ebd., Kodex 1380, das Dienerbuch, angefangen 1627.

(68) Ebd., Schachtel 888, Staatswirtschaft; Armenwesen.

(69) Ebenda, Kodex 5175 (1591—1593) Armeninquisition 1592, Fol. 170.

(70) Ebd. Kodex 5175; Staatsarchiv Zürich, A 61/2, 1580; Ebd. A 61/1; Staatsarchiv Luzern Schachtel 737.

(71) Ebd., Kodex 5175, Fol. 235 ff.

(72) Ebd., Schachtel 737, I. Teil, 1568, 1573.

貧民の表を掲げ、全人口の凡そ9~11%の率がそれと推定されてもおかしくないとする。これに計算外の貧民的部分(先の4, 5, 6の項目該当者)などを含めると当時南ドイツにおいては人口の20%が固定収入をもたず、不規則かつ不十分な生活をしていたといっても差し支えなからうという。

そこで農家収入に立帰ると、これについての情報は少ないし、経営規模が不明だと留保付きでのみ利用しうるものである。だがルツェルンにも貧民条例に保有農民のことが諸義務不履行の故にふれられていた。⁽⁷⁴⁾ ツューリヒ近郊の5ヶ村で多くの貧民がいたが、その家屋敷、葡萄畑、終身保有地が主君(上級所有者)により売り出され、そのため彼等はその土地との関係を断たれたという。これら⁽⁷⁵⁾の貧民は村が救恤していた。

さらに小屋住や副業集落の占有者達は、農産物価格の上昇からの利益にも与らなかつた。そして彼等もよく慈善リストに載るのである。⁽⁷⁶⁾

かくして、問題の地方において16世紀の半ばから30年戦争の時期にかけて、実質所得の増大は人口増大に追いつかず、実質所得を雇用(者数)で割った労働の(付加価値)生産性の数値は小となったに違いないのである。⁽⁷⁷⁾

III ニュルンベルク工業経済

ここでは今応用された巨視経済的な思考習慣を同時代人の語る史料によって正当化しうるかどうかを、ニュルンベルクや他の若干の南ドイツの諸都市のモデルについて検討してみたい。問屋と大商人の都市の経済には商業による外部寄与が重要である。だがこの外部寄与は、否定的な発展を巡回せしめることは出来ない。1447年から1576年にかけての栄光に輝く偉大な数十年には文芸にすぐれた人々がニュルンベルクから輩出したが、同時にこの時期はニュルンベルクの大商家ヴェルザー、トッヒャー、イムホフ、エーブナー、フュラー、フィンツィンクの時代でもあり、この都市貴族の没落と共に、都市経済の運命も決せられたのである。⁽⁷⁸⁾

これと比較しアウクスブルクでは、古い国際的商社の名声が色あせて久しい1605年から1618年の時期になお、市民の資産は52181グルデンから57076グルデンへと上昇し、他方全体の42.8%が無産のものとされていた。⁽⁸⁰⁾

これに対し巨額の対国家融資の誘惑にのらなかつたニュルンベルクの商社の破産が増大したのは

注(73) Staatsarchiv Zürich, A 61/1, A. 61/2.

(74) Staatsarchiv Luzern, Kodex 5175, 1591/93.

(75) Staatsarchiv Zürich, A 61/2.

(76) Ebd., A. 61/2.

(77) Gottfried Bombach, Zur Theorie des wirtschaftlichen Wachstums, in: „Weltwirtschaftliches Archiv,“ 70, 1953.

(78) Nürnberger Gestalten aus neun Jahrhunderten, 1950.

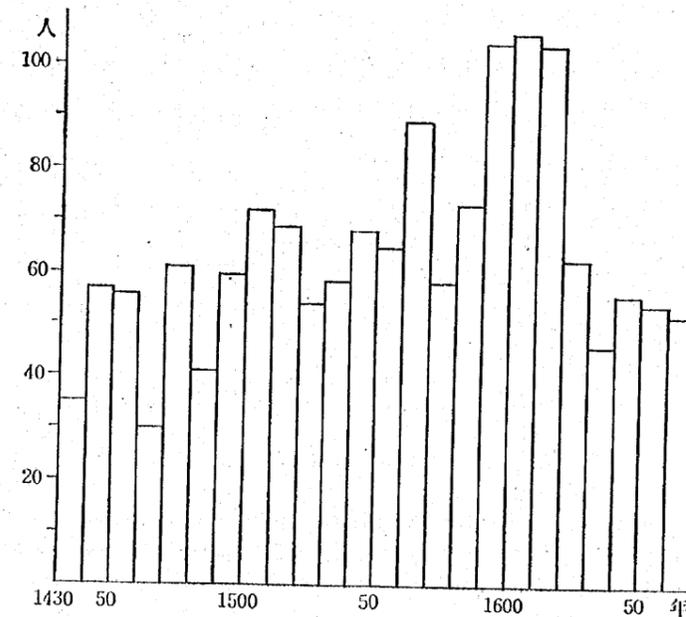
(79) Ludwig Zimmermann, Nürnbergs Bedeutung für die deutsche Wirtschaft im Zeitalter des Frühkapitalismus, in: „Jb. f. fränk. Landesforschung,“ 4, 1938 S. 24.

(80) Wolfgang Zorn, Augsburg. Geschichte einer deutschen Stadt, 1955, S. 205; A. Mayr, Die großen Augsburger Vermögen in der Zeit von 1618—1717, S. 12 ff.

1609年頃のことである。⁽⁸¹⁾ すでに15世紀の半ば香料取引は後退したが、金物取引と鉱山経営からなおかなりの利益があった。1557年上プファルツの鍛造場組合の60人の生産者のうち25の条鉄及び棒鉄鍛造場がニュルンベルクにその半製品を送っていたし、1621年に繁栄していたシュタイエルマ⁽⁸²⁾ルクの鋼鉄商事会社は、17世紀ニュルンベルクで最富裕者のうちに数えられた一族をなした。⁽⁸³⁾ こうした新旧の交替にも拘らず致富の機会は残っていた。新しい商社は、中部ドイツの東部の亜麻織物業を国際的水準に高め、以前ニュルンベルクで知られざるほどの資産をつくった。⁽⁸⁴⁾ しかもその際、原料がフランケン地方で購入されたわけでもなく、貸金部分がニュルンベルク経済に流入したわけでもないことが大変重要である。(南方へ送られる染色された亜麻布だけがニュルンベルクの染色工の手によって染色されたことが唯一の例外である。)⁽⁸⁵⁾ かくて資本所得と企業者賃金が増大したが17世紀の彼等の生活は質素であつたらしく、その富は土地と領主権に投じられた。だから彼等が多数の小手工業者達の所得喪失に対し、国民経済的にいって、商品購買者として際立った存在となつたかどうかは疑問である。⁽⁸⁶⁾

また国際商業路の太西洋への移動による損害はニュルンベルクや他の南ドイツの諸都市について

図2 ニュルンベルクの真鍮細工師数



注(81) Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger. Geldkapital und Kreditverkehr im 16. Jh., 1. Bd.: Die Geldmächte des 16. Jhs., 1922, S. 235 ff.

(82) F. M. Röss, Geschichte und wirtschaftliche Bedeutung der oberpfälzischen Eisenindustrie, S. 139.

(83) Käthe Dettling, Der Metallhandel Nürnbergs in 16. Jh., in: „Mitt. d. Ver. f. Gesch. d. Stadt Nürnberg“, 27, 1928, S. 113, 186 ff.

(84) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., S. 211 ff.; Gerhard Pfeiffer, Bartholomäus Viatis (1538—1624). Nürnberger Gestalten, 1950, S. 113 ff.

(85) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., S. 34, 38 f. 41, 250, 267, 303.

(86) I. Bog, Reichsverfassung und reichsstädtische Gesellschaft, in: „Jb. f. fränk. Landesforschung,“ 18, 1958.

は認められない。南ドイツの金属工業やフッガー一家の企業は、アフリカの販路を獲得していたし、ニュルンベルクの鍛冶はトルコ戦争やスペイン王としてのドイツ皇帝の戦争から利益を得ていた。⁽⁸⁷⁾

さてニュルンベルクのこの繁栄は、先にみた経済の一般的な収縮とどのような関係にあるのだろうか？ しかしニュルンベルクでも1611年3月14日に貧しい市民、真鍮細工師、指ぬき製造工、留金細工師その他の手工業者300人が市役所へ赴き真鍮の高値を理由に救恤を要請している。市参事会は各人に1グルデン、合計300グルデンを与えたという。⁽⁸⁸⁾ところがこれは、1433年来親方数が最大となった時期の出来事である⁽⁸⁹⁾(図2)。

この矛盾を解き明かすには短期・長期の景気を分析してみる必要がある。

黒死病と30年戦争の間に、ニュルンベルクも疫病と戦争を経験した。まず疫病は1431—1535年の間に8回も生じたが、親方の雇用数は、疫病発生当時に減少し、数年後には回復するというカーブを示している。⁽⁹⁰⁾だからその経済への影響は短期的なものであった。

これに対し戦争の方は異なる結果をもたらした。ここで問題となるのは、1552年から1554年迄の第二次辺境伯戦争であり、ニュルンベルク市自体の財政的負担は巨大であった。⁽⁹¹⁾だが略奪、放火がどれだけニュルンベルク手工業の発達を妨げたか？ 確かに戦時の2年間は失業の時期で、生産も減少した。だがさまざまな手工業の発展カーブは余りその影響を受けていない。ただ織布工だけは深刻な影響を受けなかな立直らなかつたのである。

元来ニュルンベルクの織布業は、いわゆるツunft規制のない比較的自由的な手工業であった。⁽⁹²⁾そして親方の経済的豊かさを条件とすることにより、問屋制の普及に対して親方の自立性を保とうとしたのである。⁽⁹³⁾しかし16世紀の前半の好景気でこの原則はくずれ、市参事会は親方の(一定の資産をもつという)有資格宣誓を断念するところまで行った。⁽⁹⁴⁾

これと対応して沢山の呉服商館、染色場1つ、縮絨場1つや、1540年にも張枠が追加されたが、1546年には縮絨場の支払不能から借財を負い、貴重品を売り払う破目となった。⁽⁹⁵⁾

注(87) Jakob Strieder, Deutscher Metallwarenxport nach Westafrika im 16. gh. (Hist. Aufsätze. Aloys Schulte zum 70. Geburtstag, 1927.) S. 183; H. Kellenbenz, Sephardim an der unteren Elbe. („VSWG“ Beihefte 40, 1958) S. 107.

(88) E. Mummenhoff, Der Handwerker, a. a. O., S. 122.

(89) Staatsarchiv Nürnberg, Amts- und Standbücher, Nr. 305, 404—409.

(90) W. Jungkunz, a. a. O., S. 326 ff.

(91) E. Franz, Nürnberg, Kaiser und Reich, S. 182 ff.

(92) Staatsarchiv Nürnberg, Archive der Nürnberger Handwerke und Innungen, Tuchmacher 1 und 2; Hans Lentze, Nürnbergs Gewerbeverfassung im Mittelalter, in: „Jb. f. fränk. Landesforsch.“ 24, 1964, S. 222, 251.

(93) Staatsarchiv Ng., Tuchmacher 1. Fol. 444.

(94) Ebd. Fol. 388 f., 444.

(95) Ebd. Fol. 423.

こうして織布業の隆盛は、馬車馬的な熱狂をもたらし、劣悪な品質の製品さえ造られた。⁽⁹⁶⁾この熱狂に打撃を与えたのはトルコ軍のハンガリー侵入と辺境伯戦争、特に前者がニュルンベルクのみならずフランケン州の工業のための外国市場を奪った。⁽⁹⁷⁾このための被害は大きく、昔日の繁栄は遂に取戻しえなかつたのである。

ハンガリー市場の喪失だけではなく、生産財や食料の価格が1530—1540年で100%も上昇したニュルンベルクにとり、これを補って余りあるような価格の実現やそのための市場がありえなかつたこともその理由なのである。⁽⁹⁸⁾

次にボークは、小帝国都市ヴィンツハイムにつき観察する。この都市も比較的自由的な手工業者の組織しか無かつたが、周辺の都市や農村の手工業との激しい競争に悩まされていた。⁽⁹⁹⁾ヴィンツハイムが特に抵抗したのは、この競争による品質の劣悪化であった。ところが1548年原料及び生活資料の双方が高騰した時には、特に地方都市、さらに農村工業の側からのこの種の競争が強まった。⁽¹⁰⁰⁾これは当時の一般の問題であり、スイスのベルンでも1577年農村の他所者の不熟練の企業家の大経営が苦情の種となっている。⁽¹⁰¹⁾ルツェルンでも、農村のパン焼・行商(ミラノ・ヴェネツィアのガラス商品を安値で売る)、村の鍛冶屋の問題が出ている。⁽¹⁰²⁾

ところで30年戦争以前の半世紀に、織布工業に限らずさまざまな手工業にとり競争は激化した。⁽¹⁰³⁾原料・賃金の高騰、親方所得の減少、品質の低下が目立ち、国民経済の新しい需要状況に対し、技術も工業組織も適合しなくなつていたのである。かくて16世紀の末には手工業の作業場よりマヌファクトリアに近い経営が激しい抵抗にも拘らず優勢となった。⁽¹⁰⁴⁾その好例はニュルンベルクの財布製造人、手袋製造人、紐製造人で、彼らはオランダ人、サヴォア人の競争に対し、ツunft規制にとられずに新しい流行商品を製造し、ボヘミヤ、イタリーや国内の市場で広範に売るようになった。⁽¹⁰⁵⁾そして古き秩序が緩むや、職人達は生活費の安い農村へと赴いた。⁽¹⁰⁶⁾

注(96) Ebd., Fol. 409.

(97) Ebd., Fol. 434.

(98) Ebd., Fol. 434, 438, 448.

(99) Stadtarchiv Windsheim, B 480, Schneiderhandwerk, Supplikation 21. Okt. 1569; Supp. 15. Okt. 1593; Ebd., B 483, Leineweber, Supp. 12. März, 1557; Ebd., 481 A. u. B.

(100) Ebd. B. 481. A. Tuchmacher, Suppl. Gewandschneider, Mittwoch n. Chr. Geburt 1548, 1. Juli 1549, 15. Okt. 1550.

(101) Staatsarchiv Bern, BV, Nr. 171.

(102) Staatsarchiv Luzern, Schachtel 878, 880, 884.

(103) Stadtarchiv Nürnberg, Handwerke, Büttner Nr. 6, 8; Goldschlager Nr. 1.

(104) Goldschlager Nr. 1. Ebd., Goldschlager Nr. 1. Verordnungen, Eingaben und Ordnungen vom 4. Sept. 1601, 15. Juli 1609, 28. Jan. 1556, 24. Okt. 1560, 23. Jan. 1560, 8. Febr. 1571, 24. Jan. 1615, 21. Nov. 1618, 21. Apr. 1621.

(105) Ebd. Beutler, Nr. 2.

(106) Ebd., Beutler Nr. 2, Nr. 8, Nr. 19.

ところで度重なる戦争で需要の活潑な鍛冶業では、供給が不足勝ちの状況で、労働力は不足し、⁽¹⁰⁷⁾ 労賃が上昇した。そしてそれを妨げようとする試みにも拘らずマヌファクトゥアの特徴をもつ問屋制への移行が、⁽¹⁰⁸⁾ 進んでいった。こうして16世紀の末には、数人の企業家と従属的な小親方の大群が対抗していた。

さてニュルンベルクを中心とした分析をまとめると、確かに30年戦争以前の70年間に親方数は増大し、恐らく生産量も増大したであろうし、1600年頃にそれらの親方は1550年頃よりも沢山の人々を作業させていた。⁽¹⁰⁹⁾ 遠く多数の親方は賃金労働者の地位に陥ったし、賃金は非常に変動し易かった。だが親方数の増大か、みると親方営業権はよりよい経済的な機会を開放したといえよう。

しかし生計費の高騰のため、工業製品に当てられる所得は減少した。だが人口が増大したため商品への需要は増大したが、16世紀前半と比べより廉価な工業製品が使用された。これに見合っ
てより低いコストで生産したのが問屋制で、これはマヌファクトゥアに接近していたのである。かくて規格統一により集約化され、低廉にされ、しかも貧富の格差を拡げる労働、それによる加工方式が普及した。前貸をうけた小親方の地位におちこんだ多くの親方は、出来高賃労働者や熟練のもぐり職人、もぐり商人との競争に圧迫された。大衆が所得において喪失したものを埋め合わせるには、余りにも富裕な人々の数が不十分であった。手工業の大衆は貯蓄することも資産を形成することもできる状態にはなかった。かくて1611年の貧しい市民達の行動も理解できるわけである。

これまで同業組合は生活共同体であったが、景気の収縮はこの生活様式をゆるがし、問屋制前貸という新しい労働の組織をつくりだしたが、同業組合も18世紀の末までは消滅しなかったのである。

4. J. A. ファン・ハウテ「中世後期と近世のフランドル工業史における都市と農村」

アダム・スミス以来古典派経済学では、工業という機能は都市の特色であり、農村が農業と牧畜に関わるものとされた。そこからカール・ビューヒャーに代表される歴史学派はその経済発展段階論の枠組の中に、農業経済に対する都市経済という概念を導き出した。しかしこれらほど非歴史的な構図は想像しえない。⁽¹¹⁰⁾ 特に中世及び近世の工業の中心であったフランドル伯爵領には、この命題は

注(107) Staatsarchiv Nürnberg, Nürnberger Briefbücher, Nr. 147, Fol. 264; Ebd., Supp. vom 30. Dez. 1573.

(108) Ebd., Verordnungen vom 10 Sept. 1576 u. Zusatz zur Plattnerordnung vom 16. Juli 1624.

(109) J. Bog, Wachstumsprobleme……, S. 83.

(110) H. Kollenbenz, Industries rurales en Occident de la fin du moyen âge au XVIII^e siècle, in „Annales“ XVIII, 1963, p. 833 ff.

全然当てはまらない、否、それどころかそこでは非常に古くから農村社会の工業活動が目ざましく、農村の工業と都市の工業の間には殆ど恒常的な分業が存在していたのである。

まずフランドルの工業活動の最古の報道は農村地域に関するものである。ローマ時代北フランス・フランドルの海岸地方モリネには都市の痕跡が無いが、その布は慣習的な商品であった。⁽¹¹¹⁾ 続くカロリング時代にもフランドルは織物の生産地として有名であった。その製品は当時の商業にも、また自家需要の充足にも役立った。⁽¹¹²⁾

ところが10世紀以来工業活動の重心は、ガン、ブルージュ、イーブル等の都市へ移った。これらの都市の発生は交易の必要に規定されていたとはいえ、都市の成長にはさまざまな工業に専心する農村住民の都市への移住が決定的であった。1340年頃のブルージュ、また数年後のガンでは、工業に従事する都市人口は非常に大きかった。⁽¹¹³⁾ そしてこの地域で、中世の主導的な輸出工業の一つとして繊維工業が発達したのである。⁽¹¹⁴⁾

この間、即ち12・13世紀に農村産の織物の市場取引については何ら耳にしない。これまで荘園制の中での繊維工業労働により確保されていた捌け口の良い商品の生産者達が、自由な生活条件と対外商業との必然的な結び付きにより、もっとましな生計を約束する都市へと移動したと推定される。また都市工業の出現には、イギリスの羊毛という新しい原料への転換という現象が付随した(最古の記録1113年)。⁽¹¹⁵⁾ そして都市当局は間もなくこの新しい上質の原料を都市から再び持ち出すことを禁止し、農村をこの原料の加工から完全に閉め出したのである。⁽¹¹⁶⁾

そこで農村に残された道は、地元の羊毛を使用してより廉価の織物を製造することであった。⁽¹¹⁷⁾ これも取引されたとはいえ、高価な種類の商品を目指す遠隔地商業に加わる機会が農村に与えられず、そのためには都市の手工業者が問屋制前貸の形で働いていたのである。また農民達は粗毛の加工のための安い不熟練労働力を都市の工業に供給した。⁽¹¹⁸⁾

従って、フランドルの大都市の繊維工業の隆盛期に農村工業は脇役の立場に押し下げられていた

注(111) C. Julian, Histoire de la Gaule, 1909—1926, 8 Bde., V, S. 240, u. VI, pp. 461—463.

(112) B. Rohwer, Der friesische Tuchhandel im frühen Mittelalter, Diss. Kiel, 1937. SS. 24—30; B. B. Guérard, Cartulaire de l'abbaye de Saint-Bertin (Collection des Cartulaires de France, 1841)

(113) Brügge: J. de Smot, L'effectif des milices burgeoises et la population de la ville en 1340, in: Revue Belge de Philologie et d'Histoire=RBPH., XII, 1933 pp. 631—636, Gent: H. van Werveke, Het bevolkingscijfer van de stad Gen in de veertiende eeuw, in: Miscellanea in honorem L. van der Essen, 1947, Bd. 1, SS. 345—354.

(114) A. van de Vyver et Ch. Verlinden, L'auteur et la portée du „Conflictus Ovis et Lini,“ in: RBPH., XII, 1933, pp. 59—81.

(115) Hermanni Monachi de Miraculis S. Mariae S. Mariae Laudunensis, hrsg. v. J. P. Migne, Patrologia Latina, CXXXVI, Spalte 975; E. Power, The Wool Trade in English History, 1941, p. 52.

(116) G. Espinas, La draperie dans la Flandre française au moyen âge, 1923, Bd. II, pp. 69—70.

(117) Ibid., Bd. II, pp. 34—43.

(118) Ibid., pp. 129—137.

のである。だが、14世紀への変わり目頃には、状況は全く変化したという。この変化を理解するには、当時のフランドルにおける都市と農村の政治的・経済的・社会的状態の中に起った変動が顧慮されるべきである。

第一に10～11世紀の変わり目以来の農村における人口増大は、農業経営の細分化を結果した。1323—1328年のフランドル沿海地方の叛乱の後、カッセル山での戦闘で斃れた者達の資産がフランドル伯爵により没収されたが、ヴェールヌス、バイヨール、ベルグ・サン・ヴィノック管区のリストには農場を経営していたもの1,993人の名を挙げている。このうち1,632人もの者が10ゲメート、さらにその1,183人は5ゲメートの土地しか使用していなかった。⁽¹¹⁹⁾

第二に、収穫量の問題がある。14世紀半ば以来のブルージュ近辺の収穫量をみると、1359年から1368年にかけて、裸麦の収穫率(収穫量と播種量の比)は平均で6.64:1であった。⁽¹²¹⁾この収穫が三圃農法の下であげられたものであることを考えると、小農民は農業労働だけでは家族を扶養することは難しかったといえる。また賃労働を雇う大農場の欠如や中世後期の農産物価格の不利な発展なども相まって、農民達は羊毛や亜麻を加工し、市場経済へと入りこまざるをえなくなったのである。⁽¹²²⁾

このような変化は都市の輸出工業の著しい衰退と同時的に生じているのだが、その原因は多様であった。

第一に商人都市貴族の没落が指摘される。その階級が領邦君主や無産の労働者との間に行った政治抗争やフランス国王フィリップ美王とフランドル伯との戦争のため、彼等の特権的地位が失われたばかりか、商品と資金の喪失も大きく、企業家から脱落したのである。さらに13世紀には他所者の商人がブルージュに進出し、輸出の際の利益の一部を奪った。⁽¹²³⁾しかも都市工業の製品である高価な織物の売行は困難となり、生産も衰退した。⁽¹²⁴⁾このような状況は、農村の製造業には余り、或は全

注(119) このうちヴェールヌスだけが、西フランドル(ベルギー)にあり、他は北フランスに属する。

(120) Le soulèvement de la Flandre Maritime, 1323—1328. Documents inédits. Inventaire des biens confisqués sur les Flamands morts à la bataille de Cassel (Académie Royale de Belgique. Commission Royale d'Histoire, hrsg. v. H. Pirenne, 1900)

(121) J. A. Mertens and A. E. Verhulst, Yield Ratios in Flanders in the 14th. Century, in: Economic History Review, XIX, 1966, pp. 175—182.

(122) ドヴェーの穀物価格については、M. Mestayer 編算の Les prix du blé et de l'avoine de 1329 à 1793, in: Revue du Nord, XLV (1963), pp. 157—176; ヴァランシェンヌのそれについては G. Sivery, L'évolution du prix du blé à Valenciennes aux XIV^e et XV^e siècles, ebda., XLVII (1965) pp. 177—194. その他 H. van Houtte, A. E. Verulst, C. Verlinden の文献あり。

(123) H. van Werveke, Avesnes en Dampierre. Vlaanderens Vrijheidsoorlog, 1244—1305, in: Algemeene Geschiedenis der Nederlanden=AGN. hrsg. von J. A. v. Houtte usw., Bd. 2. S. 306—337; J. Lestocquoy, Aux origines de la bourgeoisie, Les villes de Flandre et d'Italie sous le gouvernement des patriciens, XI^e-XV^e siècles, 1952, p. 136—145.

(124) J. A. van Houtte, The Rise and Decline of the Market of Bruges, in: Economic History Review, N. R., XIX, 1966, pp. 31—33; Ders. Bruges. Essai d'histoire urbaine (Slg. Notre Passé, 1967, p. 22—26.)

(125) E. Coornaert, Draperies rurales, draperies urbaines. L'évolution de l'industrie flammande au moyen âge

く関係が無かった。それはその生産がより単純な技術とより悪い品質の品種に限定されていたからであるが、中部・東部ドイツ、ポーランドというハンザの向背地、バルト海沿岸やスペインが、フランドルの小都市や農村の中位又は低位の品種を大量に購入したのである。⁽¹²⁶⁾フランドルの大都市は、自己の状態悪化の結果起った農村工業の進展を、その原因と取り違え、都市の禁制圏内で繊維工業を営むことを禁止した。⁽¹²⁷⁾

さて都市の衰退の原因として第二に考えられるのは、同業組合(ツンフト)の態度である。1302年のツンフト闘争の勝利以後、ツンフトの手工業者達は都市行政への参加を実現し、これにより賃金の切下げは激しい抵抗に出会うこととなり、このため都市手工業の競争力は改善されえなかった。また厳しい品質維持の諸規定を保持していた都市ツンフト及び都市当局は、都市手工業の危機を品質低下の商品の出現にあると誤認し、品質堅持の政策以上の適応策をとらなかった。⁽¹²⁸⁾

第三の原因として考えられるのは、課税の点で都市と農村の間に存在する相違があげられる。これは、中世後期の一般的経済発展との関連においてこれまで余り研究されなかった分野である。⁽¹²⁹⁾特に農村における課税は史料不足のため、まだ不明のまま、仮説の余地しかない。だが、農村での課税が、主に Bede といわれる財産税に限定されており、控え目のものであったと推定しても間違いではなからう。この租税の課税基準は固定されており、例えばガン、ブルージュ、イーブルの三都市が総額の40%を支払う義務を負っていた。⁽¹³⁰⁾さらにフランドルでは荘園領主制の諸負担が早くからなくなっていたか、実質的な意味で下っていたのである。⁽¹³¹⁾

et au XVI^e siècle, in: Revue Belge de Philologie et d'Histoire, XXVIII, 1950, p. 64 f.; H. van Werveke, De Omvang van de Ieperse lakenproductie in de veertiende eeuw (Mededelingen van de Koninklijke Vlaamse Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België, Klasse der Letteren, IX, H. 2, 1947.

注(126) 繊維製品については、B. Fr. Renkon, Der Handel der Königsberger Großschäfferei des Deutschen Ordens mit Flandern um 1400 (Abhandlungen zur Handels- und Seegeschichte, hrsg. v. Fr. Rörig u. w. Vogel, V, 1937, SS. 109—132; F. Melis, Mecanti-Imprenditori in Fiandra alla fine del 300, in: Economia e Storia, Jg. 1958, p. 144—161.

(127) H. Pirenne, Les anciennes démocraties des Pays-Bas, neugedruckt in: Les villes et les institutions urbaines, 1939, Bd. 1, p. 253; Coornaert op. cit., p. 72.

(128) Pirenne, Ibid. p. 241 ff.

(129) H. van der Wee, The Growth of the Antwerp Market and the European Economy, 14—16 centuries, 1963, Bd. 2, p. 44 f.

(130) A. H. M. Jones, Over-Taxation and the Decline of the Roman Empire, in: Antiquity, XXXIII, 1959, pp. 39—43; Ch. Wilson, Taxation and the Decline of Empires: an Unfashionable Theme, in: Bijdragen en Mededelingen van het Historisch Genootschap, LXXVII, 1963, pp. 10—23.

(131) M. Mollat, Recherches sur les finances des ducs Valois de Bourgogne, in: Revue Historique, CCXIX, 1958, p. 314.

(132) R. Monier, Les institutions financières du comté de Flandre du XI^e siècle à 1384, 1948, p. 24. 正確には、39.79166%。

(133) F. L. Ganshof and E. E. Verhulst, Medieval Agrarian Society in its Prime. 1. France, the Low Countries and West Germany, in: The Cambridge Economic History of Europe from the Decline of the Roman Empire, 1966, p. 337; H. Pirenne, Histoire économique et sociale du moyen âge, 1963, p. 69.

ところが、遅くとも13世紀以来行政機構を構築した都市では事情が異なる。特に大都市は14世紀にもなお武力で諸侯の権力に抵抗し、軍備のための支出を行い、これを消費税と度重なる借金で埋め合せようとした。例えば、ガンでは1354年から1362年の間に間接税の割合が28.5%から82.2%へと上昇した。⁽¹³⁴⁾ しかも間接税の徴収には領邦君主へ適当な額を納入しなくてはならず、1388年にブルージュではその割合は税収の $\frac{2}{3}$ に達した。⁽¹³⁵⁾ またブルグント(ブルゴニユ)の公爵達は、一種の強制金融を押し付けた。⁽¹³⁶⁾ これらの要因が、くりかえし消費税の吊り上げと生計費の高騰をもたらしたのである。ルーヴァンでは肉屋の親方の賃金で11乃至12日分が、14世紀末の税負担であった。⁽¹³⁷⁾ より下層の市民にとっては負担が一層重かったことは確実である。このような状態にあっては、大量の需要のためのより低廉な輸出商品を大都市で産出することは問題にならなかった。

そこで、フランドルの市民達の生活状態はどのような状態であったか？ フランドルについてはこの点の系統的研究が欠けているので、ブラバンの諸都市の例から類推しても差し支えなからう。ブラバンの諸都市は販路は限られているが、生産費が余り高くない新しい奢侈品又は半奢侈品の工業を発達させた。⁽¹³⁸⁾ ところでガン市ではこの他に穀物の貨物集散権で商業の機能を補ったのに対し、ブルージュはアントワープに市場のヘゲモニーを奪われて商業が衰退し、イープルでも危機に激しく見舞われた。⁽¹³⁹⁾ 都市下層民については余り良く知られていないが、ブラバンの都市ルーヴァンの例では1480年に都市人口の18.3%もが生活補助を必要としていたという。⁽¹⁴⁰⁾

こうした方向転換が大都市に窮乏をもたらした。これが15世紀の政治的・社会的騒動の背景をなしたのである。15世紀の第4.4半世紀にこの混乱は頂点に達し、最終的には都市分立主義に対して領邦君主が勝利し、ツンフトの都市政策への参加権も破産した。⁽¹⁴¹⁾ この時期に市当局が、ツンフトの不満と抵抗にも拘らず、農村工業の製品を含む新しい工業の導入を試みたのは偶然のことではない。⁽¹⁴²⁾ しかし例外なしにこの種の試みは失敗した。既にのべた都市と農村の租税負担の相違のため都

注(134) H. van Werveke, De Gentsche Stadsfinanciën in de Middeleeuwen (Académie Royale de Belgique, Class des Lettres et des Sciences Morales et Politiques, Mémoires, 1934, p. 219.

(135) W. Prevenier, Quelques aspects des comptes communaux en Flandre au moyen âge, in: Finances et comptabilité urbaines du XIII^e au XV^e siècles. Colloque International, 6-9. IX. 1962, 1964, p. 132.

(136) Mollat, op. cit., p. 314, 317.

(137) R. van Uytven, Stadsfinanciën en stadseconomie te Leuven van de XII^e tot het einde der XVI^e eeuw, (Verhandelingen van de Koninklijke Vlaamse Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België, Klasse der Letteren, H. 44, 1961.) S. 486.

(138) J. A. van Houtte, Die Städte der Niederlande im Übergang vom Mittelalter zur Neuzeit, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, XXVII, 1962, S. 59 f.

(139) van der Wee, Growth..., Bd. 2 の到る所。H. Pirenne, Les dénombrements de la population d'Ypres au XV^e siècles, 1412-1506, in VSWG, Bd. 1, SS. 1-32.

(140) J. Cuvelier, Les dénombrements de foyers en Brabant. XIV^e-XVI^e siècles, (Académie Royal de Belgique. Commission Royale d'Histoire, 2 Bde.)

(141) F. W. IV. Hugenholtz, Crisis en hersel van het Bourgondisch gezag, 1477-1493, in AGN., IV, SS. 1-26.

(142) van Houtte, Städte..., S. 66 f.

市の生産費は相対的に高かったのである。

だが、17・18世紀になると事情が変化する。輸出用の廉価な大量商品が、今や大都市の手工業者の手で製造され、彼等の居住地には17世紀に人口が殖え、農村の余剰人口をも絶えず受容できるようになった。⁽¹⁴³⁾

ところでこの変化の原因であるが、都市の側の事情は変化していない以上、農村の側に求められるべきである。ここで問題となるのは、再び租税関係の事である。16世紀の半ば以来領邦君主の国庫が窮迫してくるに従い増税が不可欠となり、ここに農村へ消費税を導入することとなった(1543年)。それ以来その税源はフランドルの税制の恒常的な構成要素となった。⁽¹⁴⁴⁾

ところでこの税の徴収は、領邦君主より等族の連中に委託されたので、等族達特に3大都市は税負担を農村に転嫁しようとした。⁽¹⁴⁵⁾ そのため農村には直接消費税以外に、粉挽税、家畜税などが新たに課され、それもますます吊り上げられたという。さらに戦争と関連して徴発や供出も行われた。

これらの事情が農民の生活費、従ってまた相当程度生産費に負担をかけ、ここから都市と農村の経済的条件が接近することとなった。⁽¹⁴⁶⁾ こうして17世紀にはフランドルの都市と農村は、ヨーロッパの商品交易の中での平等な競争者となった。この状態は産業革命の開始まで続き、この革命後、都市が工業の面で優勢を回復したのであるが、機械と工場が農村へ入りこむに到り、再び都市と農村の接近がますます実現した。

注(143) J. Craeybeckx, Les industries d'exportation dans les villes flamandes au XVII^e siècle, particulièrement à Gand et à Bruges, in: Studi in onore di Amintore Fanfani, Bde. 6, 1962.) Bd. 4, pp. 411-468.

(144) J. van Vierberghe, Het belastingstelsel in Vlaanderen tijdens de XV^e en XVII^e eeuw, in Bijdragen tot de Geschiedenis, N. R., VIII, 1930, SS. 1-180; J. Craeybeckx, Aperçu sur l'histoire des impôts en Flandre et en Brabant au cours du XVI^e siècles, in: Revue du Nord, XXIX, 1947, pp. 87-108.

(145) W. Prevenier, Les Etats de Flandre depuis les origines jusqu'en 1790, in: Standen en Landen / Anciens Pays et Assemblées d'Etats, XXXIII, 1965, pp. 15-59.

(146) M. A. Arnould, L'incidence de l'impôt sur les finances d'un village à l'époque bourguignonne: Bousoit-sur-Haine, 1400-1555, in: Contributions à l'histoire économique et sociale, 1, 1962, pp. 39-105; B. H. Slicher von Bath, Agriculture in the Low Countries (Ca. 1600-1800), in: Comitato Internazionale di Scienze Storiche, X Congresso Internazionale di Scienze Storiche, Roma, 4-11 settembre 1955, IV, 1955, pp. 169-203.